「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」の一部改正(案)について 皆様からのご意見を募集します。

横浜市では、市内特別養護老人ホームへの入所に関する統一的な基準を定めることにより、入退所決定の透明性、公平性を確保することを目的に「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」を定めています。

このたび、前回の指針見直しから7年が経過し、特別養護老人ホームを取り巻く状況も変わってきていることから、指針の内容を現在の状況に即したものへと見直すため、「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」の一部改正について、市民の皆様からの意見募集を行います。

1 改正の内容

(1) 特例入所*要件の項目追加

要介護1・2の方についてもより幅広く申し込みが可能となるよう、「2 入所申込ができる方」の【特例入所の要件】に、「オ 上記以外の理由により、在宅で生活することが著しく困難であり、特別養護老人ホームへの入所が必要と思われる」という項目を追加します。

※特例入所とは、特別養護老人ホームへの入所が原則要介護3以上に限定されている中、要介護1又は2の認定を受けている方のうち、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である方については、特例的に特別養護老人ホームへの入所を認める仕組みです。

(2) 入所を辞退した場合の取扱い規定を追加

入所をお申込みになっている方の最新の意向に基づいた利用案内を行うため、 「3 入所申込の手続き」に、「(3) 受付センターは、入所希望者が特別養護老人 ホーム入所申込書に記入した施設への入所を辞退した事実を把握した場合、当該施 設への入所申込を削除することができる。」という規定を追加します。

また、「4 入退所決定の手続き」の(7)施設が入所申込受付センターに連絡する 事由に「入所を辞退した際」の文言を追加します。

(3) 別表の配点の変更及び文言の追加

- ア 要介護度別の配点を平準化するため、「1 要介護度(最高40点)における「要介護1」の配点を5点から10点へ変更します。
- イ 「3 主たる介護者である家族の状況」について、他の方よりも入所に緊急性が高い「主たる介護者である家族がいない(音信普通を含む)」の配点を15点から20点へ変更します。
- ウ 「3 主たる介護者である家族の状況」について、介護ができない具体的な理由に「介護放棄」を追加します。

2 申込書の有効期間の変更について

指針の改正に合わせて**有効期間を2年から1年に変更**します。

3 意見公募要領

この一部改正案に対する、市民の皆様のご意見の提出方法などについては、次のと おりです。

(1) 意見公募期間

令和5年9月1日(金)~令和5年10月2日(月)まで

(2) ご意見提出方法

「意見提出用紙」に記入し、次のいずれかの方法により、横浜市健康福祉局高齢施設課 宛にご提出ください。

※なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねます。あらかじめご了承ください。

- ① 電子メールの場合→【アドレス】 <u>kf-tokuyou@city.yokohama.jp</u> ※メール件名に「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針の改正に関する意見公募」と記載ください。
- ② 郵送の場合→【宛先】〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50番地の 10 横浜市健康福祉局高齢施設課 特別養護老人ホーム担当宛
- ③ 窓口持参の場合→【窓口】市庁舎 16 階 健康福祉局高齢施設課※開庁時間8:45~17:15(土日祝を除く)